

浅口市の魅力をPRする動画募集要領

1 目的

浅口市民や市内の団体、自治会などから地域の見所（景観）・元気な活動等、浅口市の魅力をPRする動画を募集し発信することで地域への愛着やほこりを持ち、また、地域の魅力を市民の手で掘り起こし、市民・行政・団体・事業者等の協働による地域づくりを推進することを目的とします。

2 応募内容

地域の自慢・景観・伝統行事など地域の見所や地域活動など元気な活動を通じて、浅口市の魅力をPRする動画であること。応募作品は、浅口市ホームページでインターネット上に公開し、浅口市の魅力を市内外に発信します。

3 動画の仕様

- (1) 原則、動画サイトのYouTube（ユーチューブ）に掲載のこと。
- (2) 浅口市は原則として編集を行いませんが、掲載にあたって、必要に応じて動画や作品の解説文等について編集、修正を依頼する場合があります。

4 応募方法

- (1) 下記の提出先まで提出用紙（別記様式）を持参又は郵送・電子メールで提出してください。
- (2) 提出の際に、制作者（グループの場合、代表者）の住所・氏名・連絡先・動画掲載先URL等を明記した提出用紙（別記様式）を提出してください。

5 注意事項

- (1) 全編CG動画や他の自治体の映像のみで構成された動画等、浅口市内の映像が含まれていないものは不可とします。
- (2) 複数の写真によって構成されるスライドショーを動画としてまとめたものは可とします。
- (3) 動画内の著作権、肖像権については制作者で許可を取得してください。
- (4) 提出された動画の著作権は制作者に帰属します。ただし、浅口市は、浅口市をPRする目的の範囲内において応募作品を無償で自由に使用できるものとします。
- (5) 動画制作にかかった経費は浅口市では支出できません。謝礼についても同様です。

6 募集期間 随時募集

7 掲載場所・内容・期間

- (1) 掲載場所：浅口市ホームページ
- (2) 掲載内容：応募作品、タイトル、撮影場所、作品の解説（浅口市で一部削除、追記、修正を行う場合があります）および制作者名（氏名のほかハンドルネームも可能）
- (3) 掲載期間：一定期間（浅口市の判断において掲載期間を決めます）

8 制作者について

- (1) 住所、年齢、性別等は問いません。
（ただし、未成年の場合は、保護者の同意が必要です。）
- (2) グループ、学校単位での制作も可能です。

9 審査

応募作品は、当要領に基づき浅口市が審査し、掲載に適さない内容であると浅口市が判断した場合は掲載しません。掲載しない理由を制作者に連絡します。

10 掲載できない動画

- (1) 国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 批判的な言葉や文字を使用したもの
- (4) 政治目的・宗教勧誘等、特定の主義主張の宣伝又は勧誘を意図するもの
- (5) 個人または企業の宣伝に関するもの
- (6) 個人、企業、団体等を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が制作したもの、暴力団員が出演しているもの、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威圧若しくは暴力団員を利用している者又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している者が制作したもの
- (8) その他浅口市ホームページに掲載する動画として妥当でないと市長が認めるもの

1 1 掲載中止

掲載後、制作者に事前連絡なしにやむを得ず掲載を中止する場合があります。

1 2 免責事項

- (1) 動画閲覧者が応募作品に含まれる情報の利用に伴い問題が生じた場合等、第三者との間で生じた問題について、浅口市は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 制作者が掲載・不掲載・掲載中止に伴う損害・損失を被った場合は、浅口市は一切の責任を負わないものとします。

【お問い合わせ・提出先】

〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050

浅口市役所 企画財政部 政策課

電話 0865-44-9037 ファックス 0865-44-5771

E-mail seisaku@city.asakuchi.lg.jp